

政令第二百五十号

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十四 成田国際空港株式会社

附 則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

理由

特別の法律により設立された法人のうち任命権者が職員を派遣することができる法人として成田国際空港株式会社を定める必要があるからである。